

令和5年度

職業訓練指導員（テクノインストラクター） 養成講習会（48時間講習）

実施案内

この講習会は、職場で従業員の教育を担当する方々を対象に、職種毎に、職業訓練指導員として必要な知識及び指導技法の付与を目的として、職業能力開発促進法に基づき実施するもので、講習修了者には本人申請により富山県知事から「職業訓練指導員免許証」が交付されます。

講習日時	令和6年2月（6日間） 2月15日(木),16日(金),17日(土),21日(水),22日(木),24日(土)	
講習場所	富山市職業訓練センター 富山市向新庄町1-14-10 TEL 076-451-7500	
定員	20名（先着順）	
受付期間	令和6年1月5日（金）～19日（金）事前に電話等で受付状況の確認をお願いします。 土・日及び祝日は除く、ただし、定員に達した時点で、受付を終了します。	
受講資格	1級又は単一等級の技能検定合格者、又は免許職種に関して次の学歴又は訓練歴及び実務経験を有する方。なお、実務経験は学校卒業・職業訓練終了後の年数となります。 （在学中、訓練中の期間は実務経験年数に含まれません。）	
学校教育	<ul style="list-style-type: none">・大学卒業者・短期大学、高等専門学校卒業者（専修学校卒業者は含まない）・高等学校卒業者	実務経験2年 実務経験4年 実務経験7年
職業訓練	<ul style="list-style-type: none">・高度職業訓練（応用課程、特定応用課程、特定専門課程）修了者（技能照査合格者）・高度職業訓練（専門課程）修了者（技能照査合格者）・高度職業訓練（専門課程）修了者 ※規則別表第六・普通職業訓練（普通課程）修了者（技能照査合格者）・普通職業訓練（普通課程）修了者 ※規則別表第二・普通職業訓練（短期課程）修了者 ※規則別表第四（700時間以上） いずれも免許職種に関する学科の履修が必要です。 「技能照査」とは、長期間の公共職業訓練や認定職業訓練を受ける方が、技能や知識を有しているか確認するために行う修了時前の試験のこと。技能照査に合格した方は、「技能士捕」と称することができます。	実務経験1年 実務経験3年 実務経験4年 実務経験6年 実務経験7年 実務経験10年
免許職種	一覧表をご覧ください。	
受講料	17,320円（受講料12,700円、テキスト代4,620円） 受講資格を有する方に、受講通知書にて銀行振込のご案内をいたします。	

- 提出書類 ① 1級又は単一等級の技能検定合格者
 ◆受講申込書（ダウンロード可能）
 ◆技能検定合格証書の写し（A4判に縮小可能）
- ② ①以外の方
 ◆受講申込書と履歴書（ダウンロード可能）
 ◆免許職種に関する卒業又は修了証書の写し、技能照査合格者は合格証書の写し（A4判に縮小可能）
 ◆履修証明書又は成績証明書（免許職種に関する学科を履修していることを確認する為）

申込み先 〒930-0094
 富山市安住町7-18
 安住町第一生命ビル2階 富山県職業能力開発協会
 TEL 076-432-9886 FAX 076-432-9894

講習内容 ①	職業訓練原理	4時間	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
②	教科指導法	16時間	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用 訓練評価等
③	労働安全衛生	3時間	安全管理、安全の確保、衛生管理、衛生と作業環境等
④	訓練生の心理	7時間	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
⑤	生活指導	6時間	生活指導の分野、生活指導の方法等
⑥	関係法規	4時間	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
⑦	事例研究	6時間	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
⑧	確認テスト	2時間	

注意 この講習会の補習講義はありませんので、欠席・遅刻・早退をしないでください。
 交通（道路）渋滞等の遅刻は認められませんので、公共交通機関をご利用ください。
 受講時間数を満たしていない方は、確認テストを受けることはできません。
 講習修了証書は、最終日の確認テストに合格された方のみ交付いたします。

◆ 富山市職業訓練センターご案内 ◆

住所 富山市向新庄町1-14-10
 電話 076-451-7500

公共交通機関のご案内

- ①富山地方鉄道本線 越中荏原駅下車徒歩4分
 ②富山地鉄バス 73番 荏原循環 技術専門学院前バス停下車徒歩3分

